

京都経済同友会 文化庁との共創特別委員会 意見書

地域と共創する文化芸術立国の 実現のために

2023年3月27日

文化庁との共創特別委員会

2022-V-1



目次

1. 提言にあたって	1
2. 地域文化教育の推進	2
3. 文化への投資	4
4. 地域に根差した文化の振興	5
5. アート（カルチャー）田園都市国家構想	6
6. むすびに	8
《参考資料》	10
・参考文献等	
・2021～2022年度 文化庁との共創特別委員会 活動状況	
・2021～2022年度 文化庁との共創特別委員会 委員名簿	

1. 提言にあたって

2015年、国は東京一極集中の現状是正と「しごと」や「ひと」の好循環を促す地方創生のため、政府関係機関の地方移転に係る提案を募集し、それに対し、京都はオール京都として誘致し、2016年の「政府関係機関移転基本方針」により、文化庁京都全面移転が正式決定した。これは、言うまでもなく京都のためではなく、日本全体のためのものである。

折しも本年度は、当時の河合隼雄文化庁長官が文化行政の東京一極集中を懸念し、西の活動拠点として希望した長官室分室を京都国立博物館内に設置（後に、関西元気文化圏推進・連携支援室として京都府庁旧本館に移り文化芸術創造都市振興室として存続）されてから20年の節目を迎えた。

「文化庁との共創特別委員会」は、文化庁の京都移転決定を契機とし、2021年4月に設置。改めて京都と文化との在り方、そして文化庁が京都で業務を開始することで、私たちに何ができ何が生まれ、変わっていくのかを研究してきた。「共創」という言葉に、ただ迎えるだけではない、私たち京都人の思いと意気込みが表れているといっても過言ではない。

文化は変化し多様な可能性をもっている。そして、私たちは誰ひとりとして“文化”と切り離しては生きていけない存在である。オール京都で諸団体から構成され、京都移転を盛り上げる「文化庁京都移転プラットフォーム」も立ち上がったが、だからこそ、それぞれの立場から、学び、考え、実行実践することが大切なのではないか。本会も、一人ひとりが経営に関わり京都の経済にささやかながら寄与を願う一員として、経済人としてのまなざしと自覚をもって研究を進めてきた。

国においては、「第1期文化芸術推進基本計画」期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「第2期文化芸術推進基本計画」の策定に向けた審議がなされている。この度の提言は、「地域文化教育の推進」「文化への投資」「地域に根差した文化の振興」「アート（カルチャー）田園都市国家構想」など、これまでの委員会活動における学びや委員の意見をとりまとめ、策定したものである。

この提言を、京都が一体となって文化庁に対する提案や文化庁との共同宣言を行うこととしている「文化庁連携プラットフォーム」に対し、プラットフォームの構成団体の一員として、意見書として提出する。

2023年3月
一般社団法人 京都経済同友会
文化庁との共創特別委員会
委員長 池坊 専好

2. 地域文化教育の推進

2017年、文化芸術振興基本法の基本理念が改正され、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、年齢、障害の有無または経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備を図ることや、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性が示された。

ますます混迷を極める現代社会において、山積する社会的課題を解決するために重要な要素である文化は、人の心の豊かさに資するものであり、すなわち感性に訴えかけるものである。感性に訴えかける、いわゆるアーティスティックな要素を持つ文化は、課題が顕在化しにくくなりつつある現在社会において必要とされる、クリエイティビティをはぐくむことができる。

一方で、文化に対する関心の低下が昨今の課題である（図表1）。人々の文化への関心を向上させるために、初等～高等教育での文化教育を推進すること、また子どもだけではなく国内外のすべての世代における鑑賞者の拡大も、社会全体の文化への関心を高めるために必要といえるだろう。

この課題解決には様々なアプローチがあるが、本会は「地域文化教育の推進」を提案する。長い時間をかけてはぐくまれた文化が日本にはそこかしこに眠っている。その文化を学ぶことは、クリエイティビティの獲得に加え、自らのアイデンティティの確立と、ほかの文化との違いを受け入れる（多様性の受容）の礎となるだろう。

図表1

質問：あなたは芸術・文化、文化遺産一般に関心がありますか

全体		実数	%
		2,237	100.0
1	全く関心がない	394	17.6
2	あまり関心がない	658	29.4
3	やや関心がある	864	38.6
4	関心がある	321	14.3

（出典：河島伸子「文化の鑑賞・参加と文化に関する国民の意識 調査結果報告書」P10 2022年）

【子どもへの地域文化教育の充実】

子ども教育において、地域に根差した文化教育をさらに推進することが必要である。

あるアンケート調査で、13歳までに文化活動にまったく参加したことがないと答える人の割合が、驚くことに約3割を占めた（図表2）。要因は複数あると想定できるが、文化への感度の低下、文化への理解不足などが挙げられる。

文化の享受能力は、学校教育のみならず、家庭内教育、地域での教育等を通じて、長年にわたりはぐくまれていくものである。子どもの文化芸術教育充実のための学校現場での指導者養成や、文化的な体験カリキュラム拡充の検討、また文化を伝える指導者の育成をはじめとした地域文化教育の環境整備支援など、総合的な施策が求められる。

図表 2

質問：あなたは、13歳までの子どもの頃に、選択肢に挙げたような文化活動に、参加したことがありますか。(複数回答)

全体	実数	%
	2,237	100.0
映画館での映画鑑賞	1,392	62.2
映画館での舞台中継等のライブビューイング	59	2.6
音楽分野を問わず会場でのコンサート、ライブ、フェスなど	407	18.2
会場でのミュージカル、舞台、演劇鑑賞	370	16.5
会場でのダンス、バレエ、舞踊鑑賞	163	7.3
会場での伝統芸能（歌舞伎など）鑑賞	182	8.1
美術館、博物館、展覧会、芸術祭での鑑賞	697	31.2
オンデマンド動画配信サービスでの映画視聴	70	3.1
上記以外の文化的イベント（スポーツは除く）	5	0.2
これまで一度も経験したことがない	664	29.7

(出典：河島伸子「文化の鑑賞・参加と文化に関する国民の意識 調査結果報告書」P14 2022年)

【鑑賞者の拡大】

年齢、居住する地域等にかかわらずすべての人が文化の受け手たる鑑賞者である。潜在的な鑑賞者を掘り起こし、育成していく、鑑賞者を拡大する取り組みが必要である。

海外では、移民や貧困層が在住国の文化に関心を示さない傾向があるといわれているが、日本では教育を受けていても、また富裕層であっても文化への関心を示さない人が一定数おり、その分、傾向がつかみにくく、故に対策を立てづらい。子どもへの文化教育も、子どもを教育する親や社会自体が文化へ関心を示さずして、子どもへ教育を行うことは難しいだろう。社会全体が文化を享受するため、鑑賞者を拡大することが求められている。

身近に文化を感じ、文化に触れあう機会は様々に設けられているが、機会の提供にとどまるケースが多い。地域に暮らす人々が、文化を享受できる当事者の一人であると実感できるためには、対話型鑑賞や発信力の強化など、参加したくなるような仕掛けづくりが求められる。

また、世界に誇る文化芸術立国をめざす日本においては、外国人に対しても、魅力ある日本の文化芸術の鑑賞の機会や情報を継続的に提供することが重要である。例えば、異なる文化的背景を考慮しながら共感を生み出す「トランスクリエーション」¹にみられるような、工夫を凝らした文化発信も求められる。

1 「新しい共感を生み出す技法として『トランスクリエーション（創訳）』があり、これにより文化や言語の壁をのり超え、新しい共感を創造することができる。例えば、『I love you』をAIで翻訳すると『愛しています』だが、これを夏目漱石は『月が綺麗ですね』と翻訳した。また、明太子は直訳すれば『Fish roe(魚の卵)』だが、これを『Hakata Spicy Caviar(博多スパイシーキャビア)』と訳したことで、アメリカで明太子が爆発的に売れた。言葉を文字通りに訳すのではなく、意味の設計を変え、既存の概念の向こう側に行くのです」小塚康彦氏（ブランディングディレクター／(株)morph transcreation 共同創業者・共同CEO）、文化と経営研究委員会 第6回委員会にて

3. 文化への投資

日本における文化は、高度経済成長期以降、経済活動と切り離されてとらえられてきた。「文化は経済のお荷物だが、保護しなければならない」「世の中、モノが満ち足りたから、次は心だ、だから文化だ」という意見が存在していた。

そのような考え方から、今は「文化が経済を支える」という発想になりつつある。すなわち、文化は心の豊かさに資するという「本質的価値」を持つことに加え、人と人を文化が繋ぐという「社会的価値」や、観光や産業イノベーションの助けとなる「経済的価値」を有するとの認識が浸透してきたのである。かつてのように、文化と経済は個別のものではなく、相互扶助的な関係にあり、したがって投資の対象たりえるというのである。

しかしながら、文化を輸出産業として国策的に推進している韓国などと比べると、投資面ではまだまだ日本は遠く及ばない。日本の豊富な文化的資産を活かすためにも、投資を促進していくことが求められる。

【本質的価値への投資促進】

文化は、その本質的価値が損なわれないような投資が必要である。

長年培われた文化には、文化の本質的価値が損なわれないように手入れを行う文化芸術資源の維持・継承に加えて、積極的な活用・発展・創造していくような投資を促進すべきである。

観光など、文化を活用した経済活動を行うことが必要な時代ではあるが、文化が消費される一方になってしまってはいけない。文化の本質的な価値をすり減らさないよう、本質的価値が創造される過程への投資が必要である。

一方で、新しい文化が生み出されてくるような環境づくりも行うべきである。

新しい文化が生まれる過程では、その先導役が情熱を持ってうねりを作るが、最初は小さいものである。将来的に文化へと発展する可能性があっても、ともすれば簡単に消えてしまう灯のような存在である。芸術文化に関心を持つ企業等の投資や支援も含めて、社会全体で新しい文化を受け入れ、支援していくような仕組みづくりが必要である²。

【文化の担い手の指導層への投資】

若手クリエイターや文化の担い手に対する支援を目的に、指導層への積極投資を行うべきである。

ここでの文化の担い手とは、生活文化の担い手も含める。「地域文化指導者」「文化チューター」「文化コンシェルジュ」といった、若い人たちに地域文化を伝える指導層への投資も必要である。若手クリエイターや文化の担い手を指導するような機関の設立や、資格制度確立を検討してはどうか。

2 「インディーゲームイベントの Bitsummit を立ち上げ、クリエイターが集まる熱気あふれる場づくりができた。2015年に運営が難しくなり開催取りやめを検討したが、北米のコミュニティの支援と後押しで開催でき、その後も続いていた」村上雅彦氏（(一社)日本インディペンデント・ゲーム協会 理事）、文化庁との共創特別委員会 第2回委員会にて

4. 地域に根差した文化の振興

文化芸術基本法第十二条では、生活文化の振興を規定している。本条では、2017年の改正時に「食文化」が加えられた。また、食文化の明確化・価値化を進める取り組みとして、文化財保護法は2021年に改正され、無形文化財が登録制度の対象となった。いま、観光振興や伝統産業、国際交流の推進等にも貢献する「衣・食・住」をはじめとする生活文化への注目が高まっていることは明らかで、多様な生活文化が根づく京都を活動拠点とする本会は、こうした地域に根差した生活文化の振興の方向性は大いに賛同する。

【生活文化の振興】

全国の地域に根づく生活文化（茶道・華道・祭り・催事・地域の取り組み・食など）を掘り起こし、その価値を再認識するような取り組みを行うべきである。

地元の人にとっては当たり前にある暮らしの文化は、ほかの価値観を持つ人からすると大きな価値となる可能性を秘めている³。掘り起こしと発信の両輪が新たな可能性を生むことを各自治体に周知徹底し、日本各地で生活文化振興の推進を奨励すべきである。

【食文化の振興】

日本の食文化のポテンシャルは非常に大きい。生産から流通、加工、調理、消費に至るまで、また、器や道具等のものづくりや観光、さらには食育も含め、食文化は広範囲にわたる。そのため、包括的に食文化をとらえ、各省庁にまたがっている「食」に関するあらゆる政策の把握・見える化をした上で、施策の検討・実行が求められる。地域の特色ある伝統的な食文化の保護・継承・創造活動への支援強化を期待する。食のミュージアムづくり、海外への発信など、検討の余地があるだろう。

3 「国家や街、宗教に表される典型的な文化だけでなく、日常に潜む文化のほうが面白かったりする」グレゴリー・ケズナジャット氏（法政大学 准教授）、文化庁との共創特別委員会 第3回委員会にて

5. アート（カルチャー）田園都市国家構想

政府が「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略、さらにはデジタル社会実現に向けた柱のひとつ「デジタル田園都市国家構想」が進められている。

この構想の源流とされるのが、今からさかのぼること半世紀、まさに「地方の時代」を先取りした「田園都市国家構想」であり、「地方の時代は文化の時代」として、地方の伝統文化の発掘や継承、すなわち生活文化を活かしたまちづくりを唱えていた。

生活文化振興が推進されることと、文化庁移転による東京一極集中の是正、すなわち地方創生時代の本格到来は、かつての田園都市国家構想が唱えていた像と重なる。デジタル技術を活用した文化芸術の魅力化・発信に大きく貢献するデジタル田園都市国家構想とあわせて、新しい地方の時代の田園都市国家構想として、心豊かな暮らし（ウェルビーイング）の実現、21世紀の私たちの生き方を実現するアート（カルチャー）田園都市国家構想ともいえるような、地域の生活文化を基軸とした地方創生を描いてはどうか。デジタル技術の効果的な活用とともに、豊かな心を満たす文化はぐくまれてこそ、「文化の時代」ともいえる「地方の時代」がおとずれる。文化庁移転は絶好の機会といえる。

<田園都市国家構想およびデジタル田園都市国家構想とは>

田園都市国家構想は、旧大平内閣にて1979年に設置された「田園都市構想研究グループ」（議長は故梅棹忠夫氏）にてとりまとめられた。これは、農村と都市を一体でとらえる国家戦略であった。故梅棹忠夫氏は、「地方における文化的刺激の欠如が、人口の定住、とくに若年層の定着をさまたげるおおきい要因になっている」⁴と、地域主義でいわれた文化論を尊重しつつ、地方文化への積極投資をさげんでいる。

デジタル田園都市国家構想は、「新しい資本主義」の重要な柱のひとつとされている。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長をめざすものである。デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、ウェルビーイングの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進する⁵。

デジタル田園都市国家構想の理念は、地域の個性を活かした地域活性化など、かつての「田園都市国家構想」と共通している。

4 梅棹忠雄『梅棹忠雄傑作集第21巻』（中央公論社／1993年）P316

5 閣議決定「デジタル田園都市国家構想基本方針 概要」（2022年）

【財源の確保】

国家的な文化政策を推進していくサイクルを作るにあたり、財源論は避けて通れない。2023年度の文化庁の概算要求は1,350億円⁶で、前年度と比較すると絶対額としては増加しているが、国家予算に占める支出割合としては約0.11%と、「国家予算の1%相当を文化支出に充てる」という政策を掲げるフランスや、国策としての文化への投資を行う韓国と比較すると、まだまだ低水準にとどまる⁷。

この文化に関する支出については、文化はその門戸が広いことから、文化庁のみならず、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省をはじめとした、各々の管轄にて文化的政策の予算化がなされている。文化を国策として推進していくにあたり、各省庁の連携は欠かせないが、そのためにもまず、文化庁が、文化に関わる予算と事業の実態を把握し、文化政策の司令塔としての役割を担うことを期待する。加えて、地方自治体における地域文化政策の実態把握を行うことも求められるだろう。

6 文化庁「令和5年度文化庁概算要求の概要」（2022年）

7 文化庁委託事業「令和2年度文化行政調査研究 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書」（2021年）

6. むすびに

文化庁の京都全面移転決定後、「文化庁移転協議会」では移転に伴う意義を「地元（京都・関西）の先進的な知見・ノウハウ等を生かした新たな文化政策の企画立案や取組成果の全国波及を通じて、全国各地において文化の力による地方創生が図られる」「文化庁が、オールジャパンの視点から、相乗的に、地域の多様な文化の掘り起こしや磨き上げを行い、文化政策を総合的に推進することで、我が国の文化芸術全体の振興が図られる」などと示している。

また、岸田総理大臣は、「京都は古くから伝統文化を大事にしながら新たな文化を国内外に発信し続ける歴史を重ねてこられた。京都に文化庁が移転するということ、これは単に、東京の一極集中の是正にとどまらずに、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地域創生に向けた文化財の保存活用、こうした新たな文化行政を一層進める上で大きな契機になると期待をしている」と、京都の文化庁移転の意味について発言された。加えて、都倉文化庁長官は、「歴史・文化都市としてのブランドを活かして、日本の文化・芸術を東京ではなく京都から世界に発信する。このことの意味は、大変大きいと考える」と発言されている。

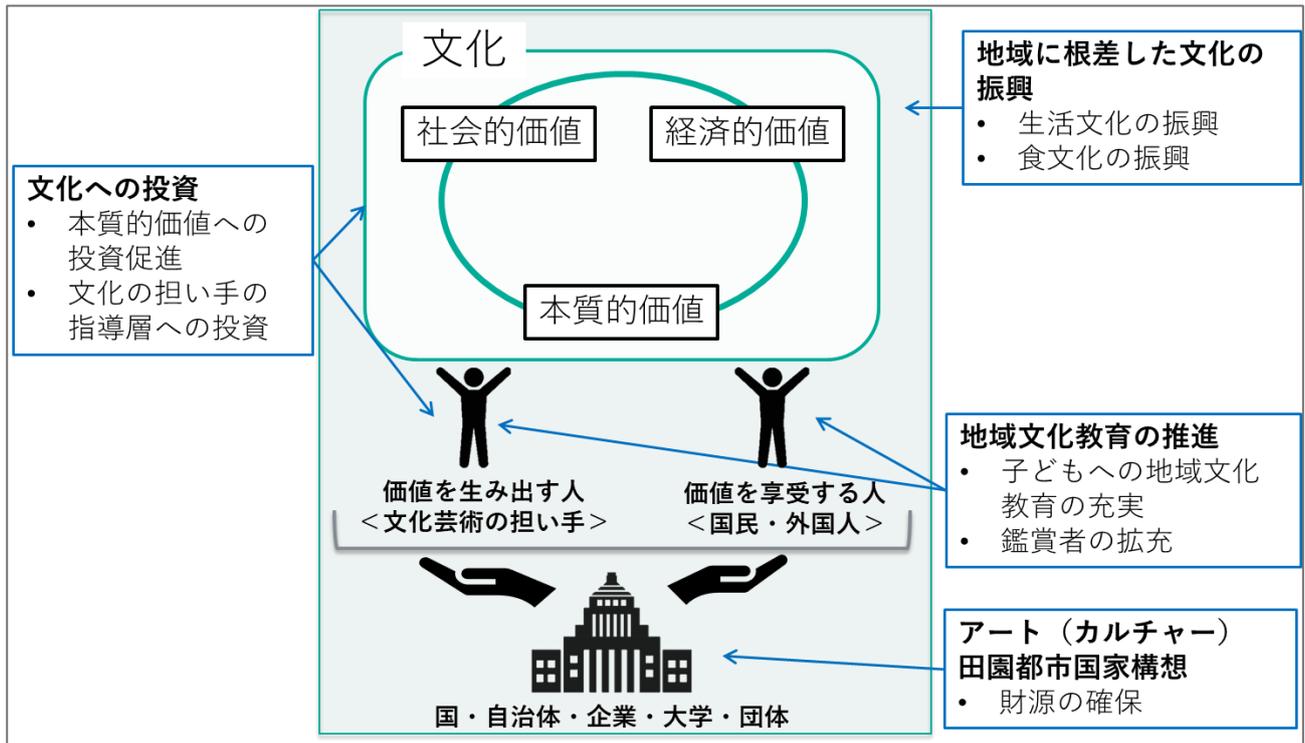
日本の文化は、まさに私たちの日々の営みであり、その時代ごとに繰り返された選択の集まりであり、日本人の美意識や哲学の中ではぐくまれてきた証ともいえる。

岸田総理大臣、都倉文化庁長官の発言を受け、文化庁を迎える我々京都の役割と責任は極めて大きいと改めて認識する。このような立場にあることに誇りを感じつつ、京都に存在する文化的資産を活用し、地方創生の新しい形（モデルケース）を提示することや文化政策のジャパンモデルを確立していくこと、世界をリードするくらいの気概を持ち未来に生きる模索と実行を尽くしていく必要がある。

折しも、2025年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした大阪・関西万博が開催される。関西に根づく豊かな文化発信のチャンスととらえ、京都の総力を結集して、京都ではぐくまれてきた奥深い文化を国内外に発信することが肝要と考える。

本会としても、2年間の委員会活動における研究成果のさらなる向上を図るため、文化庁職員との交流を通じた地域文化の磨き上げと文化芸術分野の発信について、研究活動を来年度以降も引き続き展開したいと考えている。会員が主体的に学びながら、文化活動の実践や経済界として行政、教育機関、文化芸術関係者との連携・交流・支援に努めていく所存である。

図表3 文化の構造図と本意見書との関係性について



<本質的価値>

- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- 文化芸術は、国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

<社会的・経済的価値>

- 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

出典：閣議決定「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」
(2018年)

《参考資料》

参考文献等

- 文化芸術基本法
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/pdf/kihonho_leaflet.pdf
- 平成 25 年度文化庁委託調査「文化政策に充当する財源に関する調査研究 報告書」(2014 年)
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/h25_zaigen_houkoku.pdf
- 文化庁移転協議会「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」(2017 年)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunka_iten/05/pdf/r1407961_05.pdf
- 閣議決定「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)」(2018 年)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf
- 文部科学省 文化審議会文化政策部会「文化芸術推進基本計画(第1期) 中間評価報告書」(2022 年)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/geijyutsu_suishin/03/pdf/93709701_06.pdf
- 閣議決定「デジタル田園都市国家構想基本方針」(2022 年)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20220607_honbun.pdf
- 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想基本方針について」(2022 年)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20220607_gaiyou.pdf
- 文部科学省 文化審議会「文化芸術推基本計画(第2期)に向けて」(2022 年)
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20220627_4.pdf
- 文部科学省「令和3年度 文部科学白書」第2部 文教・科学技術施策の動向と展開、第9章 文化芸術立国の実現(2022 年)
https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt_oseisk02-000024040_209.pdf
- 文化庁「文化に関する世論調査-ウェルビーイングと文化芸術活動の関連 報告書」(2022 年)
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93714701_02.pdf
- 京都府「京都府総合計画」(2019 年)
<https://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/documents/2kihon.pdf>

- 京都府「令和5年度政府予算等に関する重点要望」(2022年)
<https://www.pref.kyoto.jp/seisakuteian/>
- 京都府「京都府総合計画」(2022年)
<https://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/index.html>
- 京都市「京都駅東南部エリア 活性化方針」(2017年)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000217/217013/houshin.pdf>
- 京都市「はばたけ未来へ！ 京プラン2025(京都市基本計画)」(2021年)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000281/281334/honpen.pdf>
- 京都市「本市の文化芸術政策の現状と方向性」(2021年)
https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000004/4534/R2_1_1.pdf
- 京都市「新型コロナウイルス感染症・物価高対策と社会経済活動の回復に向けた要望及び令和5年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望について」(2022年)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000305/305359/youbou.pdf>
- 京都府文化芸術関係者支援相談窓口
<https://www.kyoto-artsconsortium.jp/inquiry/>
- 京都市文化芸術総合相談窓口
<https://www.kyotoartsupport.com/>
- 河島伸子「文化の鑑賞・参加と文化に関する国民の意識 調査結果報告書」(2022年)
<https://csce.doshisha.ac.jp/2022surveyreport.pdf>
- 梅棹忠雄『梅棹忠雄傑作集第21巻』(中央公論社/1993年)
- 四国新聞「にっこり河合長官 文化庁の京都分室開設」(2002年1月26日朝刊 3面)
- 京都新聞「文化庁移転 京都から新潮流を」(2023年1月1日朝刊 18-19面)

2021～2022 年度 文化庁との共創特別委員会 活動状況

※会社名・役職名については、開催時のものを掲載
(敬称略)

2021 年度

- 6月3日(木) **第1回スタッフ会議** 13名出席 同友会事務局
- 7月28日(水) **第1回委員会(オープン委員会)** 77名出席(うち会員76名) リーガロイヤルホテル京都
1. 本委員会の活動方針説明
2. 講演
「文化庁京都移転と文化行政の機能強化」
文化庁 地域文化創生本部 事務局長 安井順一郎
3. 意見交換
- 10月1日(金) **第2回スタッフ会議** 12名出席 同友会事務局
- 11月19日(金) **第3回スタッフ会議** 11名出席 同友会事務局
- 2月2日(水) **第2回委員会** 41名出席(うち会員40名) 京都東急ホテル
1. 講演
「これからの文化の在り方 ― 伝統と新領域」
(株)細尾 代表取締役社長 細尾真孝
(一社)日本インディペンデント・ゲーム協会 理事 村上雅彦
2. 委員との意見交換
- 3月10日(木) **第4回スタッフ会議** 11名出席 同友会事務局

2022 年度

- 5月31日(火) **第3回委員会** 42名出席(うち会員41名) ハイアットリージェンシー京都
1. 講演
「世界と日本文化」
茶道裏千家 教授 ランディー・チャネル 宗榮
法政大学 グローバル教養学部 准教授 グレゴリー・ケズナジャット
2. 委員との意見交換
- 6月28日(火) **第5回スタッフ会議** 11名出席 同友会事務局
- 9月15日(木) **第4回委員会** 33名出席(うち会員32名) 京都東急ホテル
1. 講演
「京都文化の創生 ― 何をなすべきか」
同志社大学 経済学部経済学科 教授 太下義之
2. 委員との意見交換
- 11月2日(水) **第5回委員会** 32名出席 ウェスティン都ホテル京都
1. 講演
「文化政策の現状と今後の課題」同志社大学 経済学部経済学科 教授／文化庁文化審議会 委員 河島伸子
2. 委員との意見交換
- 12月2日(金) **第6回スタッフ会議** 7名出席 同友会事務局
- 12月22日(木) **第6回委員会** 28名出席 京都ブライトンホテル
1. 提言の骨子(案)の説明
2. 文化庁京都移転プラットフォームについての説明
3. グループディスカッション
- 2月3日(金) **第7回委員会** 27名出席 ウェスティン都ホテル京都
1. 意見書・提言(案)の説明
2. 委員との意見交換

2021～2022 年度 文化庁との共創特別委員会 委員名簿

※2023 年 3 月 27 日現在
(敬称略)

委員長

池坊 専好 (一財)池坊華道会 副理事長

副委員長

上村 多恵子 京南倉庫(株) 代表取締役社長
津田 佐兵衛 (株)井筒八ッ橋本舗 代表取締役会長
岸 律子 (有)ケイ・アソシエイツ 会長
山田 啓二 (公財)京都文化財団 理事長

担当幹事

入澤 崇 龍谷大学 学長
岩崎 一也 (株)岩崎商店 代表取締役社長
岩島 伸二 京都エレベータ(株) 取締役相談役
大垣 守弘 (株)大垣書店 代表取締役会長
小宮山 俊朗 湖陸電機(株) 代表取締役社長
齋藤 篤史 (株)東洋設計事務所 代表取締役社長
阪口 彰 (株)阪口製作所 代表取締役
武田 知也 (株)テイスト 代表取締役社長
津田 繁男 長津工業(株) 代表取締役会長

委員

村田 大介 村田機械(株) 代表取締役社長
内田 隆 京都青果合同(株) 代表取締役社長
青山 啓二 (株)日本旅行 京都四条支店 支店長
赤澤 寛治 (株)ファルコホールディングス 最高顧問
赤畠 貞宏 (株)関西電業社 代表取締役社長
安部 圭太 日本航空(株) 京都支店 支店長
甘利 毅 甘利香辛食品(株) 代表取締役社長
安道 大介 ワタキューホールディングス(株) 取締役
経営企画室長
市川 智也 (株)京都春秋 取締役
伊藤 恵 (株)アクティブKEI 代表取締役
井上 雅文 (株)大黒商会 代表取締役社長
岡野 真之 (株)岡野組 代表取締役社長
岡村 充泰 (株)ウエダ本社 代表取締役社長
岡本 夏樹 岡文織物(株) 取締役副社長
絹川 直 (株)大林組 京都支店 理事副支店長
木下 昌秀 (株)木下カンセー 代表取締役
木村 光博 (株)キャリアパワー 代表取締役

桐山 智帆 (株)パソナ 京都支店 支店長
桑田 一幸 ネットトヨタヤサカ(株) 代表取締役副社長
熊谷 昌美 (株)熊谷次商店 代表取締役
公文 龍男 三菱電機(株) 京滋支店 支店長
黒竹 節人 (株)くろちく 代表取締役会長
小寺 信義 ボウエイ(株) 代表取締役社長
雑賀 和彦 サイガ(株) 代表取締役
坂上 慶一 大和電設工業(株) 専務取締役
佐々木由美子 (株)マルヤマ 代表取締役会長
里中 勝司 (株)響映 代表取締役会長
柴田 信幸 (株)響映 代表取締役社長
鈴鹿 且久 (株)聖護院八ッ橋総本店 代表取締役社長
高杉 政一 (株)ケービデバイス 取締役会長
高橋 拓児 (株)木乃婦 代表取締役社長
高橋 英明 (株)高橋本社 代表取締役社長
田島 勝也 キリンビール(株) 京滋支社 支社長
谷 明憲 谷(株) 代表社員
千代 正實 (株)京都放送 取締役会長
茶屋 誠一 応用電機(株) 代表取締役
辻 嘉明 (株)きんでん 京都支店 常務執行役員支店長
出竿 賢治 京都バナホーム(株) 代表取締役会長
中尾 哲弥 (株)マイナビ 京都支社 支社長
中村 隆 (株)菊岡家 代表取締役
中村 政温 中村公認会計士事務所 所長
名越 健二 (株)竹中工務店 京都支店 支店長
納屋 嘉人 (株)淡交社 代表取締役会長
西畑 圭策 (株)アースカーゴ 代表取締役社長
西村 護 鹿島建設(株) 京都営業所 所長
西山 まり子 (株)プラニ 代表取締役会長
西村 宗也 (株)アイビーインターナショナル 代表取締役会長
野口 政男 野口建設(株) 代表取締役会長
野村 正樹 (株)ローバー都市建築事務所 代表取締役社長
橋本 英夫 (株)ハッピー 代表取締役
長谷 拓治郎 (株)長谷本社 代表取締役社長

長谷 幹雄	(株)長谷本社 監査役
長谷部 斎	(株)竹中工務店 特任参与
畑 正高	(株)松栄堂 代表取締役社長
八田 香里	(公財)日本漢字能力検定協会 理事
馬場 俊光	(株)実業広告社 代表取締役
林 誠一	日本電気(株) 京都支社 支社長
東 宗謙	(株)太鼓センター 名誉顧問
平岡 慶大	アイカム(株) 常務取締役
福田 浩志	土山印刷(株) 代表取締役社長
藤井 友行	(株)ロイヤルホテル リーガロイヤル ホテル京都 総支配人
藤井 博孝	丸池藤井(株) 代表取締役社長
細尾 真生	(株)細尾 代表取締役会長
本間 満	明清建設工業(株) 取締役副社長
前田 剛	(有)前田珈琲 代表取締役
前野 芳子	前野公認会計士事務所 所長
牧草 弘師	牧草コンサルタンツ(株) 代表取締役 会長
松井 信五	(株)公益社 取締役会長
松尾 隆広	北和建設(株) 代表取締役社長
三木 健治	(株)地域計画建築研究所 取締役京都 事務所長
水城 英勝	戸田建設(株) 京滋総合営業所 所長
南野 嘉治	日本生命保険相 京都総合法人部 部長
森田 純一郎	吉忠(株) 業務推進室長
森村 義幸	牛若商事(株) 代表取締役社長
八木 茂	(有)ワイ・イー・エス 代表取締役
八木 修二	(株)ケイジパック 代表取締役社長
八代 醍 進	SMBC日興証券(株) 京都支店 法人 部長
山下 肇	全日本空輸(株) 京都支店 支店長
山田 拓広	花豊造園(株) 代表取締役社長
山田 洋平	(株)山田松香木店 代表取締役社長
山本 啓史	(株)日建設計 京滋支所 支所長
吉川 左紀子	京都芸術大学 学長
吉田 光一	(株)フラットエージェンシー 取締役 会長
吉田 忠嗣	吉忠(株) 代表取締役社長
吉田 弘毅	(株)JTB 京都中央支店 支店長
吉野 充宏	第一生命保険(株) 京都総合支社 支社長
若林 卯兵衛	(株)若林佛具製作所 取締役相談役
若山 貴義	美濃清商工(株) 代表取締役社長
渡部 隆夫	(株)寿光 代表取締役会長
馬屋原 宏	(一社)京都経済同友会 理事事務局長

事務局

梁瀬 晋也	(一社)京都経済同友会 事務局課長
川口 佳菜子	(一社)京都経済同友会 事務局係長



一般社団法人

京都経済同友会

Kyoto Association of Corporate Executives

600-8009 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター6F

T 075-353-1060 F 075-353-1063 <https://www.kyodoyukai.or.jp/>